

様式第12号(第7条関係)

富 山 県  
母 子 福 祉  
父 子 福 祉 資 金  
寡 婦 福 祉  
特 例 児 童 扶 養  
貸 付 停 止 届

資 金 の 種 類		貸付番号	第 号
連 帯 借 主	氏 名		
	学 校 学 年		
届 出 の 理 由			
上 記 の 理 由 の 生 じ た 年 月 日	年	月	日
償還方法及び期間	賦 年 償 還		
<p>上記のとおり母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）及び児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令による資金の貸付について、停止の事由が生じたのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">借受人連帯借受人又住所 は同居の親族</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 借受人との関係 氏 名</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下「令」という。）第5条の規定による児童又は法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者、令第31条の3の規定による児童又は法第6条第6項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者及び令第33条の規定による寡婦が民法第877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者に対する資金の貸付に同意します。</p> <p style="text-align: right;">住所 連帯保証人 氏 名</p> <p>富山県知事 殿</p>			
受 付 印			

(A4判)